

答 申

1 審査会の結論

諮問第144号案件「高齢者福祉施設費用請求に関する文書に係る行政情報開示請求（令和4年8月18日付第129号）」について、一部開示決定のうち、行政情報不存在を理由とした非開示決定を取り消し、改めて開示請求に係る行政情報を特定し、特定した行政情報について、開示決定又は非開示決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和4年9月9日付で審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「高齢者福祉施設費用請求に関する文書」に係る行政情報開示請求（令和4年度受付第129号。以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が令和4年8月18日付で行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、行政情報不存在を理由とした非開示部分の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び反論書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ①本件処分について、支払先から送付された請求明細もあり、当該高齢者福祉施設に関する費用請求書類の存在について、実施機関も認識しているはずである。本件請求において開示対象となる文書が他にも存在すると思われるため、開示を求める。
- ②実施機関が高齢者福祉施設から医療費控除額が記載された書類を受け取ったと認識しているが、実施機関にて行政文書として保管をしているのではないか。
- ③実施機関は、医療費控除額はないと確認したと述べていたが、何を見て控除額を確認したのか。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、非開示とした本件審査請求に係る部分（以下「本件非開示部分という。」）につき、条例第7条2号に該当及び対象の行政情報が不存在であるとして本件処分を行った。

実施機関が、本件処分について、弁明書及び審査会からの提出依頼に基づく書面並びに口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 審査請求人は、本件開示請求対象文書以外にも対象文書があると主張していると解

される。

- (2) 本件行政情報一部開示決定通知書の「1 行政情報の件名又は内容」のうち、高齢者福祉施設に関する、〇〇から世田谷区に対して提出された令和3年1月利用分～同年6月利用分の措置入所者分の請求書については、本件開示請求対象文書の他に対象文書は存在しない。
- (3) 本件行政情報一部開示決定通知書の「1 行政情報の件名又は内容」のうち、高齢者福祉施設に関する、〇〇から世田谷区に対して提出された令和3年7月利用分、8月利用分の措置入所者分の請求書について、令和3年1月から7月までの期間は、実施機関において介護保険施設利用に関する書類の保管を行っていたため、高齢者福祉施設から請求書（確認用）が送付されていた。〇〇。そのため、実施機関においては当該書類を保有していない。よって、実施機関が本件開示請求対象文書について不存在を理由に本件処分を行ったことは妥当である。
- (4) 以上のことから、本件処分は条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。
- (5) なお、審査会による照会に対し、実施機関は、高齢者福祉施設が作成した文書（上記（3）記載の令和3年7月利用分～8月利用分の措置入所者分の請求金額がわかる文書であり、上記（3）記載各文書のいずれでもないもの）を〇〇から受領し、実施機関に到達した日付の收受を行ったうえで保有していることを認めている。ただし、実施機関からは、自ら作成した文書ではないため、行政情報には当たらず、不存在である旨の説明があった。

#### 4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件審査請求対象文書について

本件審査請求対象文書（以下「本件対象文書」という。）は、「高齢者福祉施設に関する、〇〇から世田谷区に対して提出された令和3年1月利用分～8月利用分の措置入所者分の請求金額がわかる文書」である。

次に、本件処分において、実施機関は、本件審査請求対象文書のうち、「高齢者福祉施設に関する、〇〇から世田谷区に対して提出された令和3年7月利用分及び8月利用分の措置入所者分の請求金額がわかる文書」を不存在として非開示としている。これに対して請求人は、本件請求において開示対象となる文書が他にも存在すると思われるため、開示することを求めている。

当審査会は、本件対象文書の存否について、以下のとおり判断する。

##### (2) 本件処分における決定通知書の別紙（7）及び（8）の文書の存否について

当審査会は、実施機関に対し、本件対象文書の存否について実施機関に確認したところ、上記「3 審査請求に対する実施機関の説明」の（5）のとおりであった。

ところで、条例に基づき開示対象となる「行政情報」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録・・・であ

って当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」である（第2条第2項）。ここでいう「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のものと解される。

そして、当審査会が実施機関に本件対象文書の保管状況を確認したところ、同文書は収受印を押印し、紙媒体で文書棚に保管されており、実施機関の職員であれば誰でも閲覧ができる状況であることを確認した。実施機関は、実施機関が作成した文書ではないため、行政情報には当たらないという説明がされているが、条例第2条第2項は、取得した文書も行政情報に該当すると定められており、実施機関における当該文書の保管状況を鑑みても、実施機関の職員であれば誰でも閲覧できる状況であれば、組織共用性があるから、同文書は行政情報であると解するのが相当である。

以上のことから、実施機関が本件対象文書を行政情報には当たらないと判断し、本件対象文書は存在しないとして非開示としたことは失当であった。そこで、一部開示決定のうち、行政情報不存在を理由とした非開示決定を取り消し、改めて開示請求に係る行政情報について本件対象文書を含めて特定し、特定した行政情報について、開示決定又は非開示決定を行うべきである。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

## 5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和5年2月15日	(諮問第144号) ・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。
令和6年5月27日	(令和6年度第2回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和6年7月29日	(令和6年度第4回審査会) ・請求人から意見の陳述を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和6年10月7日	(令和6年度第5回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和6年11月7日	(令和6年度第6回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和6年12月16日	(答申第144号) ・審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長	牛嶋	仁
副会長	大林	啓吾
委員	石田	若菜
委員	白石	裕美子
委員	松村	武志